

# 総合的なTPP等関連政策大綱 改訂に関する要請書

令和元年10月

北海道  
北海道農業・農村確立連絡会議  
北海道水産業関連団体  
北海道林業・木材産業関連団体

北 海 道 知 事	鈴 木 直 道
北 海 道 議 会 議 長	村 田 憲 俊
北 海 道 市 長 会 会 長	山 口 幸 太 郎
北 海 道 町 村 会 会 長	棚 野 孝 夫
北 海 道 農 業 会 議 代 表 理 事 会 会 長	多 田 正 光
北 海 道 經 濟 連 合 会 会 長	真 弓 明 彦
北 海 道 商 工 会 議 所 連 合 会 会 頭	岩 田 圭 剛
北 海 道 商 工 会 連 合 会 会 長	荒 尾 孝 司
北 海 道 消 費 者 協 会 会 長	畠 山 京 子
北 海 道 生 活 協 同 組 合 連 合 会 会 長 理 事	麻 田 信 二
北 海 道 農 業 協 同 組 合 中 央 会 代 表 理 事 会 会 長	飛 田 稔 章
北 海 道 信 用 農 業 協 同 組 合 連 合 会 經 営 管 理 委 員 会 会 長	佐 藤 彰
ホクレン農 業 協 同 組 合 連 合 会 代 表 理 事 会 会 長	内 田 和 幸
北 海 道 厚 生 農 業 協 同 組 合 連 合 会 代 表 理 事 会 会 長	西 一 司
全 国 共 済 農 業 協 同 組 合 連 合 会 北 海 道 本 部 運 営 委 員 会 会 長	西 一 司
北 海 道 農 業 共 済 組 合 連 合 会 会 長 理 事	岡 田 恒 博
北 海 道 土 地 改 良 事 業 団 体 連 合 会 会 長 理 事	尾 田 則 幸
北 海 道 農 業 公 社 理 事 長	竹 林 孝
北 海 道 農 民 連 盟 委 員 長	西 原 正 行
北 海 道 漁 業 協 同 組 合 連 合 会 代 表 理 事 会 会 長	川 崎 一 好
北 海 道 水 産 会 代 表 理 事 会 会 長	川 崎 一 好
北 海 道 林 業 協 会 会 長	阿 部 徹
北 海 道 木 材 産 業 協 同 組 合 連 合 会 代 表 理 事 会 会 長	松 原 正 和

## 総合的なT P P等関連政策大綱改訂に関する要請

日米貿易協定が最終合意に至り、小麦や牛肉・豚肉など本道の重要品目における関税等の撤廃・削減がなされ、本道農業への影響が懸念される一方、牛肉の輸出枠の実質的拡大など、本道の食の輸出拡大が期待される状況となっています。

こうした中、国では、本協定の効果を最大限に活かすために必要な政策の検討に着手することとし、本年秋を目途に「総合的なT P P等関連政策大綱」を改訂することとしています。

既にT P P 1 1 協定及び日E U ・ E P Aが発効し、本道の農林水産業が新たな国際環境下におかれている中で、将来にわたって持続的に発展し、食料の安定供給と地域の基幹産業としての役割を果たしていくためには、競争力のある力強い農林水産業づくりを進めていくことが必要です。

つきましては、大綱改訂にあたっては、次の事項にご配慮いただきますよう、強く要望します。

### 記

- 国においては、日米貿易協定の合意による影響などについて、農林漁業者はもとより、地域の関係者等に対し、丁寧な説明を行うこと。
- 農林漁業者が希望と意欲を持って経営に取り組めるよう、農林水産業の再生産を可能とする万全な対策を講ずること。

## 1 体質強化対策

### (1) 生産性の高い農林水産業と活力ある農山漁村の実現に向けた生産基盤の強化

畜産クラスター事業や産地パワーアップ事業、合板・製材・集成材国際競争力強化対策や水産流通基盤整備事業をはじめ、生産基盤の整備や多様な担い手の育成、生産性を高め省力化を進めるスマート農業の推進やそれに必要な情報ネットワーク環境の整備など、農林水産業の生産基盤の強化に向けた対策の充実や必要な予算の確保を図ること。

### (2) 輸出の拡大に向けた環境の整備

農畜産物等の輸出相手国における輸入条件等の緩和を図るとともに、輸出に必要な対応方法等の情報の提供や施設整備、水産加工場のHACCP認定取得や生産海域のモニタリング等への支援を強化すること。

### (3) 農林水産物等の競争力の強化

6次産業化の推進のほか、国産ナチュラルチーズ等の競争力強化を図るため、生乳の高品質化やチーズ工場の生産性向上に向けた取組などへの支援を行うとともに、地理的表示保護制度(GI)や日本発の水産エコラベル「MELジャパン」など表示制度の的確な運用を図ること。

### (4) 効率かつ安定的な流通システム等の構築及び食品製造業の生産性向上に向けた支援

農林水産物の効率かつ安定的な輸送の確保、ロボットやAI等を活用した製造ラインの整備など食品製造業の生産性の向上等に対する支援の創設・拡充を図ること。

## 2 経営安定対策

農林漁業者が安心して営農等に取り組めるよう、牛・豚のマルキン事業、加工原料乳生産者補給金制度や畑作物の直接支払交付金など、経営安定対策の適切な運用を図ること。

## 3 TPP11協定の見直し

牛肉、豚肉、ホエイのセーフガードが適切に発動されるようTPP11協定の修正を行うこと。

## ＜詳細版＞

### 1 体質強化対策

#### (1) 生産性の高い農林水産業と活力ある農山漁村の実現に向けた生産基盤の強化

##### ①生産基盤の維持・強化と収益力の向上

- 酪農・畜産生産基盤の維持・強化を図るため、畜舎等の施設整備、搾乳ロボット等の機械導入などを支援する畜産クラスター事業や労働条件の改善を図る畜産ICT・楽酪GO事業、生乳生産基盤の維持・強化の取組を支援する酪農経営支援総合対策事業を中長期的に継続するとともに、必要な予算を確保すること。  
また、畜産クラスター事業については、柔軟な執行が可能となるよう予算の基金化を増額すること。
- 良質な自給飼料の増産を図るため、草地の植生改善を図る草地難防除雑草駆除対策事業及び不安定な気象に対応した草地生産性向上対策事業の継続と、本道の厳しい気象条件に適した飼料作物の品種開発を進めるとともに、TMRセンターやコントラクター、公共牧場などの営農支援組織の整備に対する支援の継続を図ること。
- 産地における競争力強化に向けた取組を総合的に推進するため、産地パワーアップ事業について、基金による必要な予算を確保するとともに、中長期的に継続すること。
- 食料の安定供給に必要な生産・流通システムの整備に関する施策の推進のため、強い農業・担い手づくり総合支援交付金（産地基幹施設等支援タイプ）について、集出荷貯蔵施設など産地基幹施設整備に必要な予算を確保すること。
- でん粉原料用馬鈴しょの生産性向上対策やでん粉工場の競争力強化対策など必要な対策の充実を図るとともに、必要な予算を確保すること。
- 本道農業の生産力・競争力を強化するためには、スマート農業の導入や農地の集積・集約化などに必要な農地の大区画化や排水対策など、農作業の大幅な省力化や収益性の向上に不可欠な農業農村整備を計画的かつ着実に推進することが重要であるため、当初予算をはじめ必要な予算総額を安定的に確保するとともに、地方財政措置の充実を図ること。

- 強い馬づくりと軽種馬経営の安定及び競馬の健全な発展を図るため、優良繁殖牝馬の導入や機械・施設の導入など、軽種馬生産振興対策を推進すること。
- リース漁船や省コスト機器の導入等による収益性の向上など、浜プランに基づく競争力強化に向けた地域の取組が着実に実践されるよう、支援制度の拡充や必要な予算を確保すること。

## ②次世代に向けたスマート農業の普及拡大

- 新たな技術であるスマート農業の推進を図るため、情報ネットワーク環境を整備していく必要があるが、本道農村地域は、採算性の問題があり、民間による整備が進まないことから、本道の実情を踏まえた新たな支援制度を創設するとともに、維持管理に係る支援をすること。
- スマート農業を推進し、社会実装の加速化を図るため、地域のニーズを踏まえた予算を確保するとともに、普及指導員の育成に向けた研修制度の充実を図ること。

## ③生産力と競争力を高める技術の開発・普及

- 主要品目の国際競争力強化のため、育種対応型の競争的資金制度の創設など、病害虫に強く、多収・高品質・加工適性に優れた品種の開発研究の安定的継続や栽培技術の確立とその普及に対する支援の充実・強化を図ること。

## ④家族経営や法人経営を支える多様な担い手の育成

- 農業次世代人材投資事業について、支援を必要としている者すべてに対し資金を交付することができるよう、必要な予算を確保すること。
- 家族経営の円滑な事業承継をサポートする施策の充実を図ること。
- 優れた農業経営者の育成のため、農業大学校等の研修教育の高度化に必要な機械導入や施設改修等に対する支援を拡充するとともに、就農後の経営能力向上のための研修(農業経営塾)の継続実施に対する必要な予算を確保すること。

- 農業経営基盤強化資金の全額国費による実質無利子化措置を継続するとともに、必要な予算を確保すること。
- 意欲ある農業者の経営発展を促進する機械・施設の導入のための強い農業・担い手づくり総合支援交付金（先進的農業経営確立支援タイプ、地域担い手育成支援タイプ）及び担い手確保・経営強化支援事業を継続するとともに、必要な予算を確保すること。
- 漁業の担い手を育成確保するため、就業後の収入が不安定な期間における所得を確保する給付金制度や、実践研修で用いる漁業施設の整備に対する支援制度を創設するとともに、次世代人材投資事業の支援条件緩和や必要な予算を確保するなど、就業支援制度の充実・強化を図ること。
- 安定した木材供給に必要不可欠な森林づくりを担う人材の育成・確保を図るため、新たな技術の習得や効率的・効果的なキャリアアップに向けた研修事業などを充実・強化するとともに、新規参入を促進するインターンシップの実施や将来の担い手を育成する人材育成機関の学生への支援を充実・強化すること。

#### ⑤持続可能な営農環境の整備

- 規模拡大に伴う家畜の増頭により必要となるふん尿処理への負担を軽減するとともに、家畜ふん尿などの地域バイオマス資源の有効活用を図るため、バイオガспラントなどの施設整備や地域の実態に応じたエネルギーの地産地消の推進に必要な予算を確保すること。
- 特定外来種であるアライグマの捕獲を推進するため、狩猟免許を受けていない者による自己の所有地以外の場所（水路、河川敷など）での捕獲に対し、鳥獣保護法による捕獲許可を与えるとともに、鳥獣被害防止総合対策交付金の対象とすること。
- 被害額の大きいエゾシカや人命にも危害を及ぼすヒグマを含め、地域の被害防止活動や捕獲活動に支障が生じることのないよう、鳥獣被害防止総合対策交付金の必要な予算を確保すること。

## ⑥道産木材の競争力強化と安定供給対策

- クリーンラーチなどの優良種子を生産する採種園の整備やコンテナ苗生産施設の整備への支援を充実・強化すること。
- 林業生産活動を確保するため、山地災害発生箇所への早期復旧や重点的な予防対策等に必要な治山事業の予算を安定的に確保すること。
- 原木を安定的に供給する体制づくりを進めるため、搬出間伐や路網の整備、高性能林業機械の導入、伐採後の着実な再造林や保育の支援を充実・強化するとともに、必要な予算を確保すること。
- 製材工場の大規模化や生産力向上、さらには中小製材工場の連携促進など、品質・性能が確かな建築材などの付加価値の高い道産木製品の安定供給に向けた加工流通施設の整備への支援を充実・強化するとともに、必要な予算を確保すること。
- CLTの活用促進や生産体制の整備、設計技術者の育成への支援を充実・強化すること。
- 公共施設や民間施設における木造建築物の建設や付加価値の高い新たな木材利用技術・木製品の開発、開発した技術・木製品の普及PRへの支援を充実・強化するとともに、必要な予算を確保すること。
- 林地未利用材を効率的に搬出する林業機械の導入や木質バイオマスの加工・利用施設の整備への支援を充実・強化するとともに、必要な予算を確保すること。

## ⑦水産業における生産基盤の整備、資源の維持・増大

- 秋さけ資源の回復・安定化を図るため、減少要因の解明に向けた調査研究を加速化すること。
- 広域回遊魚種や地先資源の増大に向けて、健苗の生産など、放流効果を向上させる体制を構築するための種苗生産施設の整備(改修、修繕等)に対して支援すること。



- 良質で安全な水産物を安定供給するため、水産流通基盤整備事業等により雨水や鳥害を防ぐ屋根付き岸壁の整備など、漁港の衛生管理対策を推進するとともに、漁業生産の拠点として必要な漁港機能を持続的に発揮するため、水産物供給基盤機能保全事業等による長寿命化対策や防災・減災対策を推進すること。
- 本道水産業の体質強化や輸出促進を図るため、二枚貝や魚類等の新たな養殖技術の開発に必要な調査研究に対して支援すること。
- ヒラメやマツカワなどの広域種の放流効果の向上に向けた実証試験への支援など、栽培漁業を推進すること。
- 水産生物の産卵場や生育環境を創出するための漁場施設の整備に対し支援すること。
- 日本海地域において、ホタテやウニ等の増養殖の導入（増養殖施設整備等）や、他漁業を加えた多角化等の収益性の高い生産体制づくりに対し支援すること。
- スルメイカやサンマなどの不漁により、漁業をはじめ水産加工業等の関連産業が大きな影響を受けていることから、緊急時における加工原料の確保など、関連産業に対し支援すること。
- 製氷・貯氷施設や冷凍・冷蔵施設など、高鮮度、高品質な水産物の供給や輸出促進・販路拡大を図るための施設や機器の整備を支援すること。

## **(2) 輸出の拡大に向けた環境の整備**

- 検疫や衛生管理基準等に対応した農畜産物処理施設の認定をはじめとした輸出相手国における輸入条件等の緩和に向けた国家間交渉を推進すること。
- 米国における米国食品安全強化法（FSMA）など、相手国の輸出に関する制度内容やその対応方法について、必要な情報を事業者等へ提供すること。

- 農畜産物の輸出先国のH A C C P基準等に対応した施設の整備や国内外のバリューチェーンの確立に向けた物流コストの低減や低コストの鮮度保持技術の導入、流通網の構築など、生産の体質強化対策と併せて農畜産物の輸出体制の整備への支援を強化すること。
- 輸出先国の消費者嗜好や流通状況等を把握する市場調査、現地での販路開拓やP R等のための事業者に対する支援を強化するとともに、輸出の取組を普及・促進するために実施する研修会等に支援すること。
- 水産加工場のH A C C P認定取得や生産海域のモニタリング等への支援を強化すること。
- ホタテガイ等のE U向け輸出の円滑化を図るため、「対E U輸出水産食品の取扱要領」で定める生産海域でのモニタリングの実施要件などの取扱の基準を緩和すること。

### (3) 農林水産物等の競争力の強化

#### ① 6次産業化の推進

- 地域における6次産業化の取組を拡大するため、農林漁業者等に対する支援体制の整備に必要な予算を安定的・継続的に確保すること。
- 6次産業化に取り組む事業者が必要な施設整備を着実に実施できるよう、食料産業・6次産業化交付金については、上限額を見直すなど充実・強化を図るとともに、必要な予算を確保すること。
- 地産地消の推進、消費者と生産者等との相互理解の推進、道産農林水産物等の消費・販売の拡大に向けた支援を行うこと。

#### ② チーズの高品質化と低コスト化の推進

- 国産ナチュラルチーズ等の競争力強化を図るため、酪農家によるチーズ向け生乳の高品質化・コスト低減に向けた取組、チーズ工房等による生産性向上と技術研修、品質向上・ブランド化や国産チーズの需要拡大に向けた取組などへの継続的な対策を行うとともに、必要な予算を確保すること。

### ③食品の表示制度の適切な運用

- 食品表示制度などの見直しを踏まえ、国内外における国産品の評価が高められるよう、制度の周知徹底を図るとともに、適切な制度運用を図ること。
- 地理的表示保護制度(G I)については、既に定着している一般名称を使用する国産品を保護の対象外とするなど配慮すること。
- 国際的に通用する道産ワインのブランドの確立のため、地理的表示(G I)を有効活用した道内ワイン業界の取組を支援すること。
- 国内外における競争力発揮に向けて、資源の持続的な利用と生態系の保全に取り組む漁業を認証する日本発の水産エコラベル「MELジャパン」の国際標準化の取組を進めるとともに、認証取得に対する支援を継続すること。

### (4) 効率的かつ安定的な流通システム等の構築及び食品製造業の生産性向上に向けた支援

- 道産農林水産物の物流は、道民のみならず全国の消費者の生活に大きな影響を及ぼすことから、大消費地である都市圏から離れている本道の実情を踏まえ、農林水産物の効率的かつ安定的な輸送の確保を図ること。
- 北海道は本州と陸路でつながっておらず、他地域と比較して輸送コストが割高なことから、海上輸送機関利用時の料金助成や海峡を挟む高速道路通行料金の割引適用など、トラック輸送の維持・確保のための支援制度を創設すること。
- 一貫パレチゼーション化など食品流通の効率化を支援する食品流通合理化促進事業の拡充と必要な予算を確保すること。
- 食品製造業の生産性や品質の向上、消費者ニーズに対応した付加価値の高い製品の投入等を推進するため、ロボット、A I、I o T等の活用により技術ニーズを満たす製造ライン整備のための技術開発を推進するとともに、大規模な施設整備を対象とする補助事業制度の創設等の支援策を講じること。

## 2 経営安定対策

- 肥育牛・肥育豚価格の低下により肥育経営農家の収益性が悪化した場合に、粗収益と生産費との差額を補てんする牛・豚マルキン事業について、必要な予算を確保すること。
- 肉用牛経営の安定を図るため、肉用子牛生産者補給金制度について、保証基準価格等の適切な設定と必要な予算を確保すること。
- 畜産経営の安定に関する法律の下において、需給調整機能が適切に発揮され、酪農経営の安定が図られ、生産意欲の向上と生産基盤の維持につながるよう、加工原料乳生産者補給金の単価・交付対象数量及び集送乳調整金の単価を適切に設定すること。
- 酪農における経営安定対策については、加工原料乳生産者補給金制度を基本に、加工原料乳の取引価格が補填基準価格を下回った場合に補填するなど、適切に運用するための予算を確保すること。
- 日米貿易協定など国際交渉による影響や消費税増税などによる情勢変化を踏まえ、大規模で専門的な経営が主体の本道農業者が安心して生産性の向上や経営改善に取り組めるよう、畑作物の直接支払交付金の交付単価を適切に設定するとともに、必要な予算を確保すること。
- 安価な輸入品の流通による水産物の消費減少に対応するため、高付加価値化や消費拡大対策、水産物に対する国民理解の促進など、国産水産物の消費拡大に向けた取組を推進すること。

## 3 TPP11協定の見直し

- 牛肉、豚肉、ホエイのセーフガードに係るTPP11協定の修正に向けて、関係国と協議を行うこと。